会報

社労士 ふくしま

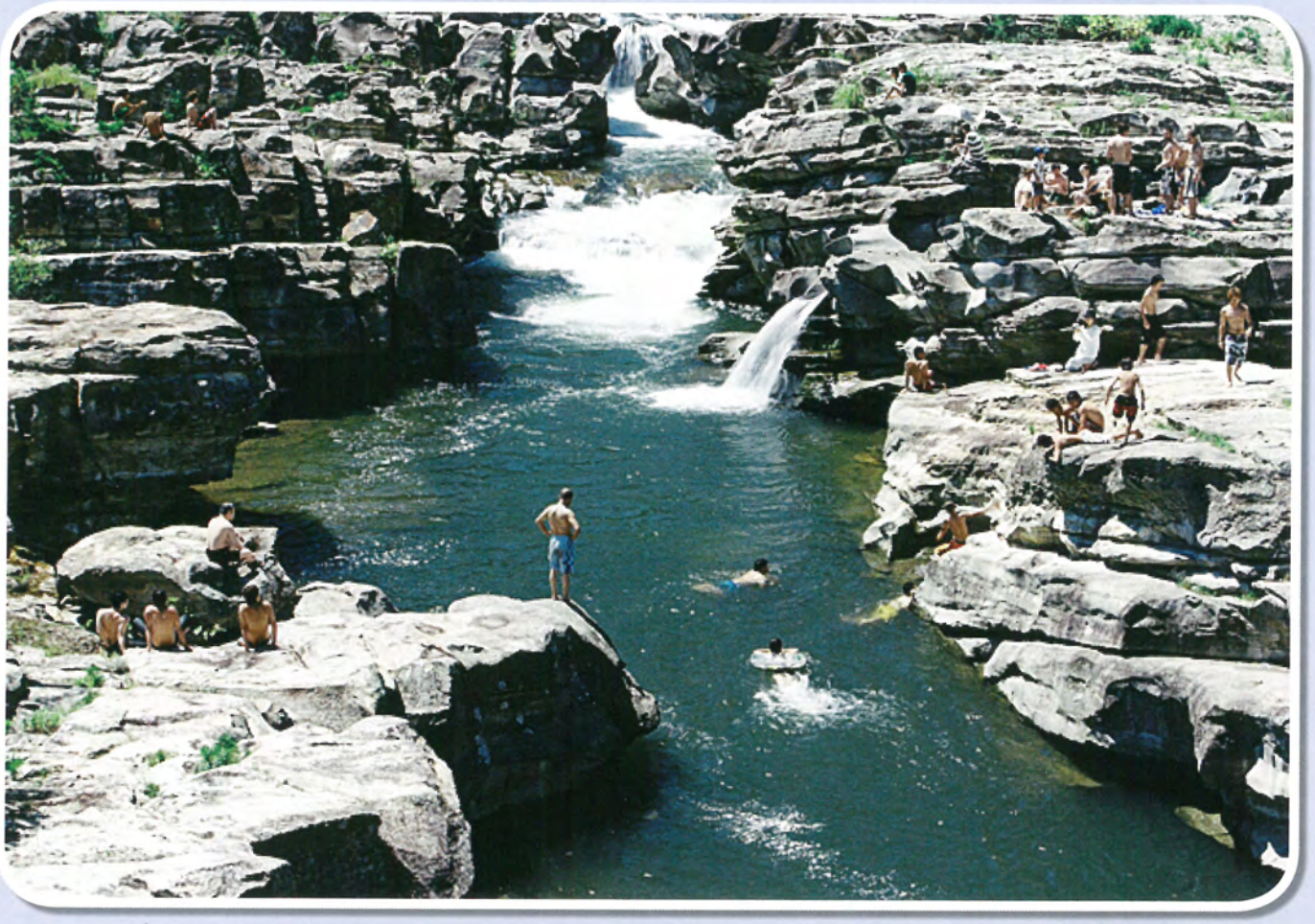

（写真提供：福島商工会議所）

NO.106
2016／September

■ 平成28年度第39回定時総会
■ 福島県との「大規模災害時における連携協定」の締結について

福島県社会保険労務士会

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は，品位を保持し，常に人格の陶冶にはげみ，旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い，もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1．品位の保持

社会保険労務士は，品位を保持し，信用を重んじ，中立公正を旨とし，良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2．知識の涵養

社会保険労務士は，公共的使命と職責の重要性を自覚し，常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3．信頼の高揚

社会保険労務士は，義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し，依頼者の信頼に応えなければならない。

4．相互の信義

社会保険労務士は，相互にその立場を尊重し，積極的に知識，技能，情報の交流を図り，いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5．守秘の義務

社会保険労務士は，職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

＊＊＊　CONTENTS　＊＊＊

会長あいさつ……3
平成28年度第39回定時総会……4
委員会の取り組み……6
各種事業の取り組み……10
労働条件審査・診断研修会……15
連合会総会報告……16
リレー随想……17
情報・一番
・大西会長との意見交換会に出席して……18
・福島県との「大規模災害時における連携協定」の締結……19
新入会員紹介……21
支部だより……22
会員異動状況……26
編集後記……28

表紙説明

「茂庭の滑滝（なめたき）」

福島市にある飯坂温泉・穴原温泉から車で約15分。摺上川上流茂庭地区にあり、岩地帯の間を清流が流れています。夏は川遊び、キャンプ、バーベキューを楽しむ人たちも多く見られます。子供のころ親に連れてきてもらい、家族、友人らと川遊びをするのが、夏休みの醍醐味の一つでした。

会長あいさつ
社労士に期待されること

福島県社会保険労務士会
会長　金子昌明

６月12日の平成28年度定時総会において、今年度の事業計画が承認されましたが、東日本大震災・原発事故復興支援事業、資質向上に関する事業、社労士制度推進事業、広報事業、社会貢献事業等、今、社労士制度の更なる発展を目指すなか、執行部一同、事業の遂行に邁進している所でございます。

このなかで平成23年３月の大震災後、社会貢献の一環として県内外で実施してきた労働・社会保険等に関する相談について、今後いつ起きるかわからない自然災害等に備えるため、去る３月18日に郡山市長との間で「災害時における労働・年金相談に関する協定書」を締結しましたが、更に８月18日に福島県知事との間で「大規模災害時における労働・社会保険等に関する協定書」を締結しました。この自治体との災害協定につきましては、今後、いわき市、会津若松市等、県内の主要市との締結を進めてまいりたいと考えております。

社労士業務を通して行う社会貢献事業は社労士業務を国民によく理解していただく機会であることと、労働社会保険分野の専門家として国民の信頼を向上させていくうえで重要な位置付けになってくると考えています。社労士会総合相談所も社会貢献事業の一環ですが、複雑かつ高度な専門的相談に対応していくことは国民、事業主の皆さまに社労士の有用性の理解促進と認知度向上を図る絶好の機会ですので、会員皆様のご協力をいただき、しっかりとした事業推進を行っていく所存です。

今、雇用情勢においては、雇用者に占める非正規雇用者の割合が４割を超えており、政府の社会保障政策や仕事と家庭の両立支援等の働き方改革がより一層求められている状況のなか、労働・年金及び労務管理分野の専門家である社労士の重要性を国民も企業経営者も認知し、期待が更に高まっているといえます。

しかし、この期待に確実に応え、今後の展望をより明るいものにするためには、社労士自身が今以上に研鑽を重ね、努力する必要が求められます。

平成26年に実施した社労士ニーズの分析結果を見ても、社労士に期待することは「最新の法制度や法改正の知識」「人事労務で判断の難しい事案への専門家としての明快な助言」「的確な問題解決能力・コンサルティング力」「豊富な事例経験に基づくアドバイス」の順で“最新知識、明快な助言、事例経験、コンサルティング力”が重視されています。この期待に応えるには、たゆまぬ研鑽努力と全力で依頼者のために尽力する誠実な業務姿勢が必要です。そして、我々の社労士制度の目的である「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という基本理念を決して逸脱してはならないということです。

昨年末起きている一部社労士による“不適切な情報発信”はこの基本理念を逸脱し、また社労士制度の目的を阻害するものにほかなりません。社労士は品格を修養し、公共的使命と職責の重要性を自覚するとともに、常に必要な専門知識を涵養し、法令・実務に精通して、公正な立場で事業主、労働者にサービスを提供しなければなりません。“ブラック社労士”などと評されることは決してあってはならないのです。一社労士の職業倫理に反する行動がこれまで築き上げてきた社労士全体の社会的評価を歪めることに繋がってしまうことを常に意識しなければなりません。

２年後に控えた社労士制度創設50周年を輝けるものにし、更に飛躍、発展を遂げていくためには、社労士一人一人がもう一度、制度の目的を自覚し、プロとして職業倫理に徹し、初心に返って業務に専心すべきと考える次第です。

平成28年度第39回定時総会

舩　山　昌　典（福島支部）

平成28年６月10日（金）午後１時より、福島市穴原温泉の吉川屋に於いて、会員75名の出席により第39回定時総会が開催されました。

はじめに、司会の菅野浩司理事が開会の宣言を行い、続いて平成27年度の物故会員５名の方々に対し、全員起立の上黙祷を捧げました。金子昌明会長の挨拶の後、会員の表彰に移り、永年会員等に対して表彰状授与、記念品贈呈が行われ、表彰者を代表して佐藤信男会員（郡山支部）が謝辞を述べられました。引き続き、ご来賓祝辞、ご来賓紹介、祝電披露が行われた後、ご来賓の方々が会場の拍手の中退場されました。

続いて議長団選出が行われ、議長に丹治勧会員（福島支部）、副議長に草野智正会員（相馬支部）が選任され、また、議事録署名人と書記がそれぞれ２名ずつ指名されました。

議長：丹治勧会員、副議長：草野智正会員

議事に先立ち、資格審査委員長及び議事運営委員長より、資格審査発表、議事日程の確認が行われました。

当日の出席者数確認報告は次の通りです。会員総数320名、出席者数75名、委任者数143名、計218名（会員総数の２分の１は160名）。

議長は、議事運営委員会及び資格審査委員会の報告を受けて直ちに議事に入りました。

第１号議案　平成27年度事業報告書承認に関する件

第２号議案　平成27年度収支決算報告書承認に関する件

第３号議案　監査報告書承認に関する件

第１号議案から第３号議案は関連議案につき一括提案することとし、議長は理事会に説明を求めました。

第１号議案、第２号議案に対する理事会の説明及び第３号議案に関する監事からの報告が行われ、議長は第１号議案から第３号議案について質疑・意見を求めましたが特に無かった為、以上で審議を終了し、第１号議案、第２号議案、第３号議案の採択に移り、それぞれ拍手による賛成多数で承認されました。

その後、15分間の休憩を挟み、議事が再開されました。

第４号議案　平成28年度事業計画（案）に関する件

第５号議案　平成28年度収支予算（案）に関する件

第４号議案、第５号議案もまた関連議案として一括提案することとし、議長は理事会に説明を求めました。

これに対し理事会より、東日本大震災及び原発事故復興支援事業や第８次社労士法改正への取り組み、街角の年金相談センター福島運営費等の第４号議案及び第５号議案の要点について

説明が行われました。議長は第４号議案、第５号議案について質疑･意見を求めたところ、「消費税が簡易課税から本則課税に変わることで、どの程度の利点があるのか。」との質問があり、「現時点の試算では、70万円ほどの納税額が減ると見込まれる。」との回答がありました。また、「数々の事業を実施するに当たり、スタッフの人件費や役員報酬が低額であるが為に十分な活動が期待できない。来年度は責任ある提案を要望したい。」との意見も出て、これに対しては、「現在の会費、事業収入・支出のバランスを考えながら、次年度の課題として理事会で検討したい。」との回答がありました。

第６号議案　会則一部改正（案）に関する件

第６号議案について理事会は、会員に対する処分に関しての会則の一部改正をすることの説明を行い、その後議長が質疑・意見を求めたところ、「会員権の停止期間を設けないのは、刑法の罪刑法定主義の原則から疑問があり、会員の重要な権利であるので、具体的に期間を設けるべき重要な事項である。また、それが理事会の運用によって決定されることも疑問であり、法の趣旨に基づいて明確に且つ客観的に運用されるべきである。」との意見が出た為、これに対し理事会からは「会員権の停止期間については、綱紀委員会に諮問し、事案の程度によって理事会で最終決定する。また、連合会では会員権の停止期間は定めておらず、連合会の準則に基づき多くの県会が規定を設けている。会則については、今後１年かけて再度検討、審議していきたい。」との回答がありました。

表彰謝辞：佐藤信男会員

ここで質疑を打ち切り、挙手による採決が行われ、委任状を含む議決権数209名中190名の賛成多数により可決されました。

第７号議案　全国社会保険労務士会連合会総会代議員選出に関する件

第７号議案について、草野有道常任理事より、高山浩会員（白河支部）及び中目敏雄会員（いわき支部）の２名を代議員として選出したい旨の提案がありました。議長は、理事会の提案を議場に諮ったところ、異議なく拍手により承認されました。

議長は、以上をもって議事の一切が終了したことを告げ、議事運営の協力に対する謝辞を述べ、議長、議事録署名人及び書記を解任しました。出席会員は、大きな拍手により議長団に対して労いの気持ちを伝えました。

午後４時45分に久井貴弘副会長が閉会の辞を述べ、閉会を宣言して今総会が無事に終了致しました。

皆様、ご多忙の中、そして遠いところご出席いただきまして、本当にありがとうございました。福島県会は、今後とも会員皆様と共に歩み続け、更に大きく前進して参りたいと考えておりますので、これからも様々な機会を捉えて県会理事までご意見やご要望を多数お寄せいただければと存じます。

それでは、平成28年度も県会に対するご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員会活動

総　務　委　員　会

―平成28年度の総務委員会活動について―

委員長　**瀬　尾　征　秀**（郡山支部）

平成28年度は、総会で承認していただいた事業計画に基づき適正な予算執行に努めて参ります。今年度の重点課題として『高校生支援セミナー』への取り組み、『マイナンバー制度』への対応、『経営労務監査』や『医療労務コンサルタント』『介護事業労務改善支援』等への専門家としての監査業務・相談業務等への取り組みがあげられます。

福島県社会保険労務士会として取り組む事業も、「社会保険労務士」が取り組むことのできる業務も多岐に渡っております。総務委員会としてそんな皆様の取り組みが少しでも多くの方々に認知され、成果を上げていけますよう最大限のバックアップができればと考えております。

今年度も引き続き「社会保険労務士」の地位向上・情報発信・認知度のアップに寄与できれば幸いです。

業　務　委　員　会

―平成28年度業務委員会活動について―

委員長　**武　田　昌　之**（白河支部）

少年老い易く、学成り難し。

一寸の光陰軽んずべからず。

人生は短く、学問の道は遠い。勉強しようしようと思っているうちに、すぐ年老いてしまうという、勧学の詩の一節。共感されると思います。

社会保険労務士としての資質の向上のうちの専門知識の涵養のため、今年度も研修を重ねてまいりたいと思います。

昨年度は、３回の業務研修を開催いたしましたが、出席率はいずれも目標の30％に達しませんでした。今年度も、南東北３県労務管理研修を含めて、３回の研修会を開催予定していますので、少なくとも１回は時間を割いて、ご出席をお願いいたします。また、身近な各支部において開催されます研修会にも積極的にご参加され、情報交換を含めて懇親を深めていただきたいと思います。

資質の向上のもう一方の職業倫理の確立については、５年ごとに受講が義務付けられた倫理研修会への出席はもちろんのこと、金子会長も言われますように、普段からの自身の人格を磨いてゆく心掛けが必要と思われます。

「不適切な情報発信の防止について」の大西連合会会長及び金子会長の声明にあるように、特にネット上の不適切な情報発信は、これまで培ってきた社会保険労務士の信用を著しく失墜させるものと憂慮されます。それに対する、指導指針も出されていますが、とかく開業社労士

会員の増加に伴い、競争激化の昨今、他事務所よりひときわ目立つキャッチコピーを発信したいという傾向はありますが、あくまで品位・品格を重んじ慎んで行うことが望まれます。倫理研修及び今年度の新入会員研修会でも、学んでゆきたいと思います。

社労士の業務に限らず、仕事はコツコツと、あまり欲張らずに、“足るを知る”心掛けが大切ではないでしょうか。

さて、研修会後のアンケートのご協力いつもありがとうございます。会員の皆様のご感想、ご要望はいろいろありまして、いまひとつまとめきれない状況ですが、引き続きいろいろなご意見をお寄せいただき、研修会の反省および今後の参考にさせていただきたいと存じますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

ムクドリの無事に巣立ちて早立秋

広　報　委　員　会

委員長　**渡　邊　康　志**（福島支部）

８月１日に今期第１回の広報委員会を開催しました。基本的には前年を踏襲します。前年見直した点は以下の３点です。

① 会報（社労士ふくしま）の配布先に、県選出国会議員、市議会及び各市長を加えること。

② 月間情報のダウンロード会員を増加させること。

③ 事業記事の持ち込み等を行い、社労士制度を効率的にPRすること。

これらは今期も継続します。特に②についてはもう少しで100名になるところです。経費の削減と業務の効率化により、その資源を市民への広報に使えたらと考えています。そこで、今期は新たに「一般向ホームページ」に「お得情報（仮称）」のようなコンテンツを立ち上げ、毎月更新することでアクセス数を増やし、広報に努めたいと思います。

ダウンロード未会員の方は、お早めにお申し込みください。

「お得情報」は、各委員が持ち寄ることになっています。「こんな情報があるよ」って委員に教えてあげてください。

今のところ特典はありませんが、将来はもっといいことがあるかも…。

電子化推進特別委員会

委員長　御代田　裕　介（郡山支部）

今年度、電子化推進特別委員会では、先の総会で承認された事業計画について、次のとおり実施してまいります。

(1) 県会研修との連携による電子申請研修の開催及び電子申請の啓発・推進

(2) マイナンバー制度に対応した社労士業務ソフト等の電子申請フェアの開催

(3) 業務ソフトを新たに導入した会員の取材及び導入事例の紹介

昨年度と同様に、県会研修と連携でマイナンバー制度に係る電子申請を含めた研修を中心として、上記の活動を通じ、会員の意見要望の把握、情報提供・発信に努めて参ります。何卒よろしくお願いいたします。

経営労務監査推進特別委員会

委員長　草　野　有　道（相馬支部）

福島県社会福祉協議会からの労働条件審査受託業務も終えましたが、今年度からは県会の事業として、県社会福祉協議会の協力の下、社会福祉法人の労働条件審査の申し込みを募ったところです。

又、平成28年４月26日付けで、厚生労働省社会･援護局長から各都道府県知事、市長宛に「社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等の実施について」という標題で通知されたところです。これは、社会福祉法人が専門家から経営労務管理の改善助言を受けた場合に、政府から費用の援助を受けられるというものです。

これらを踏まえて、今後も社会福祉法人を対象に労働条件審査業務を行う方針であります。

全国の各県会も地方自治体を対象に労働条件審査の導入を推進しているところですが、福島県会も政治連盟と連携し、地方自治体に「指定管理者選定における労働条件審査の導入」「指定管理者選定後の定期的な労働条件審査」「指定管理者選定のための委員会への社会保険労務士の登用」についての申し入れを継続して働きかけをして行きます。

最後に既存の顧問先事業所や新規顧問先の開拓にも労働条件審査業務を活用できるように研修会等に参加することを推奨いたします。

法令の遵守と職場環境の改善が叫ばれる今日、労働条件審査と従業員意識調査は、人材の確保と定着に有用であるからです。

今後とも社労士業務の職域拡大のためこれらの活動を行って参ります。

成年後見制度特別委員会

—平成28年度の成年後見制度特別委員会活動等について—

委員長　菅　沼　恒　博（会津支部）

昨年度３月（平成28年３月）に「社労士成年後見センター福島」が発足し、５月に第２回目の養成研修が11名の参加で実施されました。現在、会員が22名、成年後見人候補者名簿に名前を連ねている方が15名です。

センターでは、市町村長申立の候補者に社労士を加えていただけるよう市役所等へのあいさつ回りをしているところです。まだ、正式に受任された方はおりませんが、訪問した市の担当者からは成年後見人が不足しているとの話がありました。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」などが今年４月に成立し、国と市町村が協力して成年後見制度利用促進基本計画を策定・実施する等の方針が出されており、今後更に新たな成年後見人が必要になってくると思われます。また、センターでは、今後は毎年３月に養成研修を実施する予定になっています。

特別委員会としては、センターのこれらの活動に対する援助をしていきます。

全国社会保険労務士会連合会からのお知らせ

“社会保険労務士向け”及び“関与先企業様向け”
「使用者賠償責任保険制度」　中途加入のご案内

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。
●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等身体障害を伴わない精神的苦痛等の法律上の損害賠償責任も補償します。

・従来にない新しい保険制度です。
・「万が一のリスクへの備え」として、ご加入のご検討をいただきますようご案内します。

本制度は、事務幹事代理店「有限会社エス・アール・サービス」と、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）」との提携方式による募集となります。保険の内容の詳細は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（ＴＡＣ）」のＷＥＢサイトでご確認いただけます。

【本件に関するお問合わせ先（提携募集代理店）】
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（ＴＡＣ）公務広域法人部
〒１０３－００２７　東京都中央区日本橋1-19-1　日本橋ﾀﾞｲﾔﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ8F
・問合わせ電話番号　０３－３２４３－７０２５（受付：平日９：００～１７：００）
・専用サイト　https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/

TAC　使用者賠償責任保険　で　検索

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス（TEL　０３－６２２５－４８７３　受付：平日９：３０～１７：３０）

各種事業の取り組み

福島県社労士会総合相談所

－平成28年度事業方針と計画－

所　長　宍　戸　宏　行（福島支部）

平成28年度の事業計画については、先の総会にて承認された事業について下記の計画にて執行してゆきます。

1．今年度についても、年金関係と労働関係についての２回の研修会を開催します。

近年の福島県社労士会総合相談所（以下「総合相談所」という。）に寄せられる相談については、大変複雑で、専門的になっています。年金については、精神障害による年金の相談が多く、現代の多様化された社会を反映しているように思えます。また、労働相談については、総合相談所に訪れる前に様々な相談機関で相談され、納得ゆかないために総合相談所を訪れた、といったケースも少なくなく、すでに当事者同士では、解決が難しい相談内容も散見されます。ただ、そういった場合には、「社労士会労働紛争解決センター福島」を案内するようにしております。

さて、具体的な研修会としては、第１回は、２部構成で第一部として障害年金、とくに平成28年９月に新たに実施される精神障害認定基準の等級ガイドラインについて、第２部として年金事務所勤務の社労士の事例等の研究をそれぞれ実施いたします。

第２回の研修については、相変わらず、メンタル不全についての相談が多いため、うつ対策について詳細にレクチャーいただける使用者側弁護士にお願いし、３時間程度の講義を予定しております。

2．次に今年も社労士の日である12月２日に退職セミナーと社労士会セミナーを開催します。退職セミナーについても２部構成とし、第１部として街角の年金相談センター福島にお願いし、退職後の年金手続きについて、第２部として県の社労士会員による退職後の医療保険について例年通り講義をしてもらう予定です。

社労士会セミナーについては、県内の企業を対象にハラスメント対策の研修を考えております。特にマタニティーハラスメントについては、最高裁の判決もあり、非常に関心も高まっており、また国においても一定の基準が示されております。

3．以上の計画を実施することで、総合相談所の相談員の資質の向上を図り、相談者の複雑かつ高度化された相談に的確に対応してゆきたいと考えております。もちろん相談員以外の会員についても積極的に上記の研修を受けていただき自身のスキルアップにつなげていただきたいと思っております。

社労士会労働紛争解決センター福島

－平成28年度の活動について－

センター長　**渡　部　弘　志**（会津支部）

平成22年２月24日に社労士会労働紛争解決センター福島を開設してから、早いもので６年半が経過しましたが、平成24年７月からは東日本大震災及び福島第一原発事故への支援として申立・手続費用を無料にして利用促進を図ってきました。

そのような中で昨年度は、復興支援事業として毎週１回開催してあっせん申立前の相談にも速やかに応じられる体制を整えた「福島県社労士会総合相談所」に寄せられた相談から当センターの利用につながり、あっせん委員の細部に配慮した対応により４回に亘るあっせんを経て、どうにか開設以来２件目の和解に結びつけることができました。

個別労働紛争の解決において、あっせん制度の活用が労使双方に相当の利点があり、一つ一つ実績を積み重ねることで社労士業務の職域拡大ひいては社労士制度の推進に寄与すると確信しております。これらを踏まえて、今年度の総会によりご承認頂きました事業計画に基づき、より効果的な運営を実施して行きたいと思いますので、引き続き会員の皆様には当センターの利用促進と積極的活用の協力を宜しくお願い致します。

街角の年金相談センター福島

－平成28年度運営方針－

運営部長　**金　子　昌　明**

街角の年金相談センター福島（以下、街角センター福島という。）は、日本年金機構と全国社会保険労務士会連合会との業務委託契約により、平成22年１月から運営を開始し、平成26年４月から日本年金機構と新たな５年契約を締結し、今年度は３年目に入りました。

新しい契約の仕様書に盛り込まれたSLA（サービスレベルアグリメント）の仕組みを理解した上で、SLAとしての相談窓口稼働率、配置人員の充足率、待ち時間、相談窓口件数、相談員研修等のサービス水準を遵守して、相談サービスを行うことが求められています。

社労士会運営街角の年金相談センターの目指すものは、お客様との『信頼関係』です。対面相談により、じっくり話を聞いて親切、丁寧わかり易い説明で年金制度について理解納得してもらう。年金相談に来訪されるお客様の中には不安、不満を持って来られる方もおり、相談員一人一人がこの基本を大切にして相談業務にあたらなければなりません。

また年金相談は多くの個人情報を取り扱っていることを職員、業務委託社労士が十分認識し、お客様が安心して帰っていただける相談技術及びお客様へのマナー、配慮など年金相談力の向上等、サービスの一層の充実を図らなけれ

ばなりません。

お客様からの苦情及び事務処理誤り等についても発生しないよう、街角センター福島の運営が円滑に進められるよう、体制を整備してまいります。

昨年度の１ブース１日あたりの平均相談件数は9.9件でSLAの基準値を下回っていますが、街角センター福島として、運営部とセンター長以下、職員及び業務委託社労士の相談員との連携を強化し、街角センターの原点に立ち返り、「相談に行きたい街角の年金相談センター福島」を目指し、相談件数の増加に努力を続けてまいりたいと思います。

また街角センター福島が東日本大震災復興支援の一環として認められている福島駅前「アオウゼ」で開催している出張年金相談については、６月より月２回開催を実施し実績を上げていますが、地域住民とのつながりの拡充、信頼の向上に努めています。

最後になりますが、平成22年１月の街角センター福島の開設以来、センターの受付・相談部門長を務めていただきました長谷川重範さんが本年３月で退職され、後任に佐藤茂子さんが受付・相談部門長に４月より就任され、業務に精励されていることをご報告申し上げます。

専門家派遣・相談等支援事業

福島県最低賃金総合相談支援センター　－平成28年度の取組について－

コーディネーター　**丹　治　正　夫**（福島支部）

１．方針と目標

今年度の相談件数を自主目標240件（27年度実績74件）と設定し、仕様書における専門家派遣180件（27年度実績43件）は昨年度に比べ大幅増となり、我々社労士に対する期待が益々高まっています。

具体策として①派遣型専門家の自主開拓努力の強化を進めること②中小事業主を対象として商工会と連携しミニセミナー及び相談会を積極的に推進すること③広報活動のため関係機関への協力要請を行うこと。特に郡部地域等への積極的な派遣型専門家派遣のため、郡部地域の事業主団体への協力要請を強力に行うこと。

２．中間報告

７月末で相談件数82件、専門家派遣件数65件と好調に推移しています。派遣型専門家の方々の自主努力の成果と商工会との連携セミナーの効果などが好調要因となっています。セミナーのタイトルを助成金の活用としているのも好評です。７月末までに商工会との共催のセミナー及び出張相談を４カ所で実施しました。

３．これからの活動方針

専門家派遣での成功事例からみると、業界団体、共同組合、異業種団体などをターゲットに広報活動を強化することを推進してまいります。相談内容の

分析では、助成金・奨励金の相談が約半数を占めていることから、ミニセミナー（商工会連携）のテーマは引き続き助成金を中心として展開する他、商工会連携とは別に県内各方部でのミニセミナー、及び出張相談の開催を進めてまいります。

－専門家の活動について－

諸　橋　千恵子（福島支部）

私は約３年ほど前から市内のボランティア団体に加入し、月２回の定例会、清掃活動、献血運動等に積極的に参加してまいりました。そうしたところ、ボランティア団体事務局から「各種助成金について話をしてもらえないか」と依頼を受け、定例会で15分程度「経営、労務管理面で困っている中小企業の皆様、福島県社会保険労務士会では、無料で相談を受けつけています。本年は新しい助成金が目白押しです。」と話しをし、「いつでも、どこにでも説明に上がります。」とPRをしました。

参加頂きました企業様より、「是非当社で話をしてくれないか」と相談され、無料で助成金等の話をいたしましたところ、その企業様が、知り合いの企業様をご紹介下さり、気が付きましたら、「ご紹介の輪」ができていました。

ご紹介頂きました企業様に対しましては、精一杯説明をさせていただきました。

私自身も、今回「専門家派遣」をさせて頂き、前もって調べなければならない項目も非常に多く、大変勉強になりました。開業して間もない社労士の先生方も、自分の勉強のためと考えて、来年はぜひ、「専門家派遣」事業にチャレンジしてみてはいかがでしょうか。企業様に感謝され、有意義な時間を共有できる、大変「体に優しいお仕事」です。

時間やお金をかけて営業活動をしたわけではありませんので、皆様のお役に立ったのかは甚だ疑問ですが、一例として書かせていただきました。

医療労務管理アドバイザー業務

担当副会長　久　井　貴　弘（郡山支部）

福島県医師会が運営する『医療勤務環境改善支援センター』の相談業務に対応すべく、医療労務管理アドバイザー（以下、アドバイザー）を配置する等本事業も２年目を迎えました。

昨年度は、週３日県会事務局内にアドバイザーを配置するとともに、県内６箇所で開催した医療労務管理セミナーに講師として派遣し、「医療機関における労務管理のポイント」の解説及びアドバイザー事業のPRを行いました。

今年度は相談件数の増加を図る為、県内の病院を直接訪問し、労働時間、ワークライフバランス等の問題に対応することを検討しています。又、昨年同様医師会等が主催する研修会に講師を派遣し、参加医療関係者にアドバイザーの活用を啓発します。医療現場の性質上、労務問題が表面化しにくく、相談にまで至らない側面がありますが、医療現場の労務環境の改善に寄与できるよう根気強く取り組んで参ります。

がん患者に係る就労相談支援事業

－意見交換会に参加して－

相談員　鈴　木　千佳子（郡山支部）

平成28年６月23日、福島県立医科大学附属病院において行われた就労相談業務についての意見交換会に出席しました。

「がん患者に係る就労相談支援」は、厚生労働省の「がん対策」の一環としてがん診療連携拠点病院内の相談窓口において「就労支援と情報提供」を行うもので、県内では福島県立医科大学付属病院の臨床腫瘍センターでのみ実施しており、相談員として社労士が担当しています。

平成25年11月から毎月１回予約制で行っており、相談は入院と通院を含め医大でがんの治療をしている患者さんが対象です。今回の意見交換会は、今年度新たに相談員が変更したこと、またこれまでの相談業務の振り返りとして社労士と臨床腫瘍センターの医療ソーシャルワーカーの方との話し合いの場を設けることになったものです。私自身今年度から相談員として加わることとなりましたので初対面のご挨拶から始まりました。

まず、ソーシャルワーカーの方からこれまでの相談件数や内容についてご報告いただきました。相談内容は①障害年金についての相談、②治療しながら受けられる社会保障制度の流れについて、③傷病手当金について、④今後の生活（休職中だが今後どうすればいいのか、あるいは在職中だが退職するしかないか）について、⑤治療と仕事の両立、⑥復職や会社への報告、その他老齢年金や遺族年金、雇用保険や健康保険の任意継続等の制度についてです。中でも障害年金についての相談は多く、「がんでも障害年金を受けることができる等について」「請求手続きについて詳しく知りたい」という内容が増えてきているとのことでした。後日患者さんから「傷病手当金の手続きをしました」「障害年金請求の準備をしました」という報告があり、仕事を辞めずに続ける方、辞めて治療に専念する方、相談を通して各制度を理解された上で患者さんがそれぞれの選択をしているとのことです。

相談日の周知として用いているチラシは、ソーシャルワーカーの方が具体的な相談内容を記載したものを作成し、病院内の複数箇所に常に掲示していることも今回分かりました。

次に社労士の側からは、当日の相談時間が限られているため、患者さんにとってより有意義なものにするためにも可能であれば事前の相談内容の聞き取りをもう少し詳しくしていただけないかという希望を伝えました。また相談が多いと言われる「障害年金について」、こちらは渡邉浩美会員に資料の作成等ご準備いただき、制度について説明をしていただきました。

今年の５月からは同じ場所においてハローワーク福島による個別の「就職支援」が毎週水曜日に行われるようになったとのこと。こちらは長期療養しながら働きたいという方への支援（がん患者に限らず）、体調や通院状況を考慮した仕事へつなげる支援が始まったとのことです。今のところ社労士の相談との連携はありませんが、仕事復帰を考える患者さんにとっては大変有意義なことであると感じました。

就労相談と一言でいっても相談される方はがんと闘病している患者さんです。同じがんであっても治療に伴う症状は様々ですし仕事内容

も個々に異なります。病気や将来についてもこちらが想像できないような不安があると思います。現実的には病状が重く就労を続けることが困難な場合もあるようです。ご本人の体調や精神的苦痛も理解しつつ、また仕事のしかたや生き方についてどのように考えているのかをよく聴き、寄り添っていくことが大切なのだと改めて感じました。

正面：医大担当者
社労士会相談員６名出席

労働条件審査・診断研修会に参加して

新　田　美智子（郡山支部）

労働条件審査・診断についての研修は以前より受講したいと思っておりましたがなかなか機会がなく、ようやく今回６月21日と22日の二日間にわたり受講できました。概略の説明を受け、早速グループごとにわかれ支援ツールを利用しながら判定していく段になるとすっかり戸惑ってしまいました。判定事項の基準が判断つかないのです。そのための支援ツールですから単純に資料から読み解いて判断基準に当てはめ、判定用語を入れていくだけの作業なのです。それができないのです。つくづく自分の知識があやふやなことを感じました。あわてて、参考資料の条文を確認しながらすすめるほかありませんでした。

２日目は先輩社労士さんがグループに加わりなんとか発表までこぎつけましたが自分の勉強不足を痛感した２日間となりました。そしてまた、このようなツールを作成された方々のご苦労はいかばかりかと頭の下がる思いでした。

ところで、今後このような仕法で顧客の労務診断を行うことの需要は高まるのでしょうか。

確かに労務トラブルが企業の明暗を分けてしまう昨今、「労務診断」は必要になるでしょうし、経営者側はもっと真剣に人事労務の管理を行う必要に迫られてくるに違いありません。「ブラック企業」のレッテルを貼られない前に企業内の人事労務は大丈夫か再確認すべきだろうと思います。とすれば企業の大小にかかわらずやはり何らかの方法で「人事労務の総点検」が必要になってくるのでしょう。その結果、対外的には信用度が高まり企業にとって大いに効果が期待できるでしょう。その一助になるべく「労働条件の審査・労務診断」できるような力を身につけなくては…大変！勉強しなくっちゃ。

平成28年度連合会通常総会に出席して

中　目　敏　雄（いわき支部）

平成28年度全国社会保険労務士会連合会通常総会が6月30日パレスホテル東京で開催され、代議員として白河支部高山理事と出席いたしました。代議員総数200名中194名が全国各地から参加されており規模の大きさに驚嘆した次第です。

総合司会・熊本会会長の進行により始まり、会長の挨拶・議長副議長選任・議事録署名人選任。その後に議事運営委員会と資格審査委員会が設置され各委員会終了後に、総会が再開され、資格審査委員長から代議員の資格適正と総会の成立の確認報告があり、さらに議事運営委員長から議事進行方法について報告。その後審議に入りました。この審議に入るまでの一連の流れは、今まで経験したものとは違っており参考にさせていただきます。各団体によって総会の進行手順等は違って当たり前ではありますが…。

会長挨拶で、２年後の社労士制度50周年に向けて、特別委員会を設置して『４万人の会員が一緒になにをすべきかを検討を進めているとの事』『業域拡大の一環である医療・介護・保育・建設業における労務管理改善事業』そして、職業倫理の話題となりました。

昨年来から色々と物議になっていますから当然の事と拝聴しました。本当にこの問題の根の深さを改めて感じたところです。

その後、審議に入り、「事業報告・決算報告」と「事業計画・予算案」が原案通り可決され、報告事項が報告され議事は終了となりました。来賓祝辞は、渡嘉敷奈緒美厚生労働副大臣からあり、閣議決定された「日本一億総活躍プラン」の実行に当たり社労士の協力をお願いすることがあるとの事でした。総会終了後、懇親会にも参加しましたが、ちょうど参議員選挙中とのこともあり例年ほどの多くの国会議員の挨拶はなかったようです。

さて今回、代議員として出席した機会でしたので質問をさせていただきました。

数年前から継続している連合会の事業の一環である「成年後見センター等の設立の援助について」です。質問は以下の通りでした。

【県会の理事会及び特別委員会等で度重なる検討の末、今年３月に任意団体ではありますがセンターを設立しました。全国的にも一般社団法人の設立件数は少ない中で、福島会を始め他県会でも任意団体が設立されている現状を鑑みれば、法人以外には援助ができないというのはいかがなものか？連合会の事業の一環であり、諸事情で法人ではなく任意団体としたのであるから金額の多寡は問わないが援助があってしかるべきでは？】

回答は、予想通りでしたが（月間社労士７月号参照）、その後再質問をしました。

【今後この件については、継続審議でお願いしたい】（記載されていませんが）この件については、今後連合会での理事会等で議論していただくように金子会長にもお願いしたところです。

最後に、今回は、大変良い機会を頂きありがたく思います。また、この上ない経験をさせていただきました。ありがとうございました。

リレー随想

秋の夜長にミステリはいかが？

鈴　木　荘太郎（会津支部）

授業中、僕は、ぼんやり外の景色を眺めるのが好きだった。

帰ったら何して遊ぼうかとか、どこか遠くに行きたいとか、いろんなことを思いながら、窓の外ばかり見ていた。

午後の授業なんかだと、ついつい寝ちゃうこともある。

隣の女子校で体育をやっていたりすると、それはもう大変、何も考えられずに食い入るように見ちゃう。はちきれそうな太もも、のびやかな肢体、見ているだけで鼓動が高鳴った。あのコがいいとか、このコもいいとか、もう授業中だってことなんか完全に忘れてずっと見ていた。楽しかった。

でもそんなことしていると、いつも必ず邪魔が入るんだ。

「先生、授業してください。」

～～～～～

この文章、どうでしたか？オチ、分かりましたよね？実は、この文章は、叙述（じょじゅつ）トリックを使った有名な文章です。私のオリジナルの文章ではありませんし、私は、このような妄想はしませんので、お間違えのないよう、念押ししておきます（笑）。

ところで、叙述トリックって何？当然の疑問です。叙述トリックとは、文章上の仕掛けによって読者の誤解を誘う手法です。読者の先入観を利用し、誤った解釈を与えることで、読後の衝撃をもたらす効果があります。ネタばらしが、物語の最後の一行なんてこともあり、「どんでん返し」と呼ばれることもあります。

この文章では、話の終盤まで、「僕＝思春期の少年」だと思わせておいて、実は、「僕＝先生」だったというオチになっています。

諸説ありますが、叙述トリックを最初に使ったのは、アガサクリスティの「アクロイド殺人事件」だと言われています。もちろん、日本にもどんでん返しの名作がたくさんあります。入門編としてのオススメは、綾辻行人の「十角館の殺人」、我孫子武丸の「殺戮に至る病」（※猟奇的な描写注意）、殊能将之の「ハサミ男」、乾くるみの「イニシエーションラブ」などです。どれも、終盤のたった一行で、話がひっくり返ります。そりゃ、もう、ビックリです。

なお、「イニシエーションラブ」は、最近映画化もされました。読むのが面倒な人は、観てみるのも良いかもしれません。ミステリ色は薄いですが、実は、ある意味でとても怖い結末を迎えます。

さらに、映画にもどんでん返しものが、たくさんあります。「スティング」、「シックスセンス」、「真実の行方」、「シャッターアイランド」などが有名どころでオススメです。

ネットで「どんでん返し」と検索すれば、オススメはいくらでも出てきます。これからの秋の夜長に、ミステリ鑑賞なんていかがでしょうか？

（次回は、郡山支部、竹俣志保さんにお願いしました。）

「情報・一番」

大西会長との意見交換会に出席して

御代田　裕　介（郡山支部）

裏磐梯ロイヤルホテルで行われました、大西会長と福島県の若手社労士との意見交換会に参加させていただきました。郡山支部からは３名、会津支部からは４名の若手会員が出席し、大西会長をはじめとする連合会の皆様と和やかに昼食をとりながら、大西会長による連合会の今後の取り組みや方針の説明も交え、活発な意見交換が行われました。

私は社労士会に入会して５年目になりますが、いまいち連合会という組織が何をしているところか分かりませんでした。今回、連合会がどのような取り組みをしているか説明を受け、今までよりも身近に感じることができるようになりました。意見交換会が始まるまでは、連合会の会長というと、雲の上の存在で、我々末端会員が近づくなんて畏れ多い人物なのではないか？と思っておりました。事前に要請があった時にも、「なぜ我々なのか？」という疑問と、「いったい何を話せばいいのか？」という不安を、同期の会員と漏らしておりましたが、いざ大西会長とお話ししてみると、どんな質問にでも、優しく語りかけるような関西弁で丁寧に対応して下さり、それは杞憂だったと感じました。まるで大阪の下町の立ち飲み屋で、気のいいおっちゃん連中とワイワイ盛り上がる感覚でした。

あれこれ話題が多岐に渡ったので、どんなことを話したのかほとんど忘れてしまいましたが、日々の業務の改善に関すること、昨今の社労士の不祥事など品位保持に関すること、ここにはちょっと書けないようなことまで、短い時間の中で、いろいろお話ししました。私は、電子化推進委員として、電子申請に関する現時点の不満と要望を述べさせていただきましたが、他の県会からも同様の声が上がっているとのご説明を受け、閉会の後も、担当者様と名刺交換させていただいた際に、「受け取ったご意見を参考にして、今後の連合会の取り組みに反映させていきます」とのお声をいただきました。個人的には、一番最後にあった、「大西会長のバッジは他の方が付けているバッジに比べてひときわ輝いて見えるが、なにか特別な仕様なのか？」という質問が、一番場が盛り上がって面白かったのではないかと思います。ただの気のせいなのか何なのか…答えを知りたい方は私もしくは意見交換会に参加された会員さんまで。

今回の意見交換会を通して、大西会長そ

して連合会の想いを感じられたことは、大変貴重な体験となりました。私自身も一会員としてお役に立てるよう、これからも精進していきたいと思います。貴重な機会を作っていただいたみなさまに感謝いたします。ありがとうございました。

後列左から：久井副会長、瀬田会員、村上会員、遠藤会員、渡部副会長、井原連合会専務理事
前列：榎田会員、御代田会員、大西連合会会長、浅川会員、真船会員

福島県との『大規模災害時における連携協定』の締結について

副会長　**久　井　貴　弘**（郡山支部）

平成28年８月18日（木）午後３時より、福島県庁において福島県と『大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定（以下、「協定」という）』の締結式を行いました。飯塚俊二福島県商工労働部長と金子昌明会長が相互に署名し協定書を交わしました。当会からは会長の他、宍戸、渡部、久井の副会長３名及び渡邊康志理事が同席しました。

これまで福島会では、東日本大震災時及びその後の復興支援として、雇用保険の手続き、健康保険証の再発行、労災保険、年金給付の申請手続きといった被災者からの相談に無料で対応してきました。その数は震災後の２年間で延べ380回、５年間では延べ930回にも及び、飯塚商工労働部長からも感謝の言葉を頂きました。但し、震災直後は情報が錯綜しており、被災者が今どの様な悩みを抱えているのか、どこの避難所に行けば良いのかも分らぬまま、独自の判断で避難所を訪問し、手探り状態での相談会開催となりました。当時の判断は正しいのか？他にもっと相談を必要とする被災者がいたのではないか？といった疑問が未だ脳裏をかすめます。

今回の協定締結により、福島県に寄せられる被災者のニーズや相談を要望する地域・避難所といった詳細情報を共有できると伴

に、県の施設を相談会場として無償で貸し出して頂けることになり、これまで以上にスピード感を以って効果的な相談会が実施できる環境体制ができたと思われます。

未曽有の大災害と言われた東日本大震災ですが、それ以降も昨年の鬼怒川の堤防決壊、本年の熊本地震等大規模な災害が多く発生しています。福島県においても再度大規模災害が起こらないとは言い切れません。今回の協定締結は３月16日の郡山市に続き２例目となりますが、今後も県内各市町村との協定成立に向けた取り組みを推進して参ります。会員皆様におかれましては、当該協定に該当する災害時には相談員としてご協力賜ります様、お願い申し上げます。

大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）と福島県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、原子力災害及びその他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における労働や社会保険等の相談に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、福島県内での大規模災害時において、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（相談・支援の内容）
第２条　福島県社会保険労務士会（以下「社労士会」という。）は、その専門的知識を活かし、大規模災害時に被災者の生活基盤を確保し生活の安定を図るため、以下の相談必支援（以下「相談支援」という。）を行う。
（１）労働関係の相談支援
　雇用保険の手続の仕方、離職票の書き方
　労災保険における給付の手続き相談　など
（２）健康保険及び年金関係の相談支援
　健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談
　遺族年金、障害年金の手続の仕方
　年金手帳の再発行や年金の各種変更手続の仕方　など

（相談支援の依頼）
第３条　大規模災害時、甲が支援等の必要があると判断した時は、乙に対し次の事項について文書等により依頼するものとし、乙は社会保険労務士（以下「社労士」という。）を相談員として派遣するものとする。なお、緊急の場合は、甲は電話等で依頼することができるものとし、後日速やかに依頼文書を送付するものとする。
（１）支援等の場所及び相談場所への導路
（２）必要とする支援の内容
（３）必要とする人数及び期間
（４）前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

（支援等の実施体制）
第４条　乙は、あらかじめこの協定に基づく支援等を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。
２　乙は、実施体制に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知するものとする。

（報告）
第５条　乙は、第２条に規定する相談支援が終了したときは、相談支援活動の概要（以下の内容）について甲に報告するものとする。
（１）相談支援を実施した場所、期間
（２）相談支援活動に従事した人員（名簿）
（３）相談者数及び相談内容別の件数
（４）その他必要な事項

（経費の負担）
第６条　支援等の実施にかかる経費は、原則として無料とするものとする。

（損害の負担）
第７条　支援等により生じた損害は、乙が負うものとする。

（災害補償）
第８条　支援等に従事した社会保険労務士が、支援等の場所の往路の途中及び支援等従事中に負傷、傷患、又は死亡した時の補償は、当該社労士の責任において行うものとする。
２　乙は、支援等の実施にあたり、乙の会員の災害補償及び第三者に対する損害補償に対応したボランティア保険に加入するよう努めるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（連絡窓口）
第10条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては福島県商工労働部雇用労政課、乙においては福島県社会保険労務士会とする。

（適用）
第11条　この協定は、平成２８年８月１６日から適用する。

この協定を証するため、本書２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年８月１８日

福島県知事　内堀　雅雄　印

福島県社会保険労務士会
会長　金子　昌弘　印

８月18日　福島県との締結式
左から：宍戸副会長、渡邊理事、金子会長
渡部副会長、飯塚福島県商工労働部長
久井副会長

３月16日　郡山市との締結式
左から：渡部副会長、品川郡山市長、金子会長
宍戸副会長、久井副会長

新入会員紹介

1．氏名　2．住所　3．入会年月日　4．登録区分（開業・勤務等）　5．開業事務所名又は勤務先名
6．関係資格・特技など　7．趣味・スポーツ　8．社労士を目指した理由、抱負など

1．小笠原（おがさわら）　悟（さとる）
2．静岡県三島市加茂８－７
3．平成28年４月１日
4．勤務
5．東京電力フュエル＆パワー㈱
広野火力発電所
6．特定社会保険労務士、第一種衛生管理者
7．スキー、スキューバダイビング、大型自動二輪、ラグビー
8．企業で人事・労務関係の業務を担当していたことや関連子会社へ出向中に顧問契約をしていた社会保険労務士と業務を行った経験から、自己啓発として資格取得に挑戦、平成21年に合格（特別研修はH23年）しました。その後、人事労務関係業務から遠ざかっているため、再度必要な研修等を受講するとともに、先輩労務士のみなさまから様々なことを吸収したいと考えております。ご指導方よろしくお願いいたします。

1．吉田（よしだ）　守（まもる）
2．河沼郡湯川村大字清水田字堂前乙34
3．平成28年４月15日
4．開業
5．吉田守社会保険労務士事務所
6．労災保険関係業務全般
7．テニス、社交ダンス
8．長年、労働基準行政に関り得た知識と経験を社会に還元、貢献したいと考えていた。

1．根本（ねもと）　信一（しんいち）
2．いわき市泉町滝尻字御前田10
3．平成28年７月１日
4．開業
5．社会保険労務士根本信一事務所
6．行政書士
7．マラソン
8．私は、開業前はいわき市久之浜町商工会の経営指導員職で勤務しており、労働保険事務組合の仕事に携わりながら、少しずつ社労士試験の勉強をしておりました。社労士試験は平成19年に合格、翌年行政書士試験に合格し、開業の機会を伺っていたところ、今般の震災があり、勤務先･商店街･漁港・町が壊滅し、復旧・復興の仕事を中心に今年６月まで前職へ勤務しておりました。震災により全てを失った商工業者の事業再開サポートをするうちに、事業者さんの熱にあてられ、自分も開業の思いが強まりました。

命を受けまして、引き続き地域と商工業者復旧復興の仕事も続けておりますが、開業のきっかけを与えていただいた事業者さんに寄り添い、最後までサポートできればと思います。開業して間もなく、分からないことが多々ありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

支　部　だ　よ　り

福島支部

２月10日　第３回研修会（コラッセ福島）
出席33名
「ストレスチェックの概要と業務の外部委託について」
「女性活躍推進法及び女性活躍加速化助成金」
「コーチングとは？基本スキルと実践」
２月25日　支部会報第65号発行
３月18日　第５回幹事会（県会会議室）
４月15日　第39回定時総会（福島テルサ）
出席28名　委任者数34名
５月９日　第１回幹事会（県会会議室）
６月17日　第１回研修会（福島テルサ）
出席31名
「算定、被用者保険の適用拡大等について」
「傷病・出産手当金の給付金額等について」
「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」
「労働者派遣法の改正による実務対応について」
「電子申請で資格取得届をやってみよう！」
７月８日　第33回県北士業協議会
（福島テルサ）　出席３名
渡邊康志副支部長、國嶋雅志幹事、
白岩裕和幹事
７月22日　第２回幹事会
（福島市市民活動サポートセンター）
７月31日　支部会報第66号発行

【平成28年度　福島支部事業計画】

平成28年１月よりマイナンバー制度の運用が開始されましたが、法改正等によりまだまだ混乱が続く状況にあります。平成29年からは社会保険分野での運用も予定されているため、本年度もマイナンバー制度に関する支援を中心に考え、また県会会則･諸規程及び支部規則に則り、次の事業を実施いたします。

１　能力・資質の向上を図り、倫理の維持・向上を図る事業
　①　法改正などの基本研修
　②　専門的な実務研修
２　社会保険労務士制度の普及・地位の向上を図る事業
　①　県会、各種団体・行政からの相談員、講師の派遣依頼への対応
３　関係官庁の出先機関との連絡・調整事業
　①　行政手続の適正化と、依頼者等の権利・利益に寄与するための必要に応じた関係行政機関との打合せの実施
４　その他必要と認められる事業
　①　支部会報の発行
　②　県北士業協議会への参加
　③　その他必要と認められる事業

郡山支部

２月10日　第2回支部研修会（ビッグアイ郡山）
出席者：38名
『ストレスチェック制度について』
講師：まつした社労士事務所　特定社会保険労務士　　松下　　操 様

２月10日　支部新年会　参加者：20名

４月５日　第1回支部役員会（郡山市労働福祉会館）
出席　11名
- 平成27年度会計監査
- 平成28年度通常総会議案書等の審議

４月21日　通常総会（ホテルはまつ）
出席　68名（委任者49名含む）
- 平成27年度活動報告、収支決算・会計監査報告
- 平成28年度事業計画、収支予算承認の件
- 旅費・日当及び事務費支給基準規定一部改正に関する件

５月17日（郡山市中央公民館）
第２回支部役員会　出席者：11名
- 支部会員メールアドレス取得状況について
- 行政協力会員の社労士賠償責任保険加入及び証書提出状況について
- 開業会員名簿の刷新について　他

第１回企画・業務・広報合同委員会
出席者：10名
- 平成28年度　各委員会の活動について

８月４日　第1回支部研修会（ビッグアイ郡山）
出席者：35名
『派遣法改正の概要と申請に対する留意点』
講師：福島労働局　需給調整事業室
室長補佐　遠藤　好孝 様
『顧客の心のつかみ方』
講師：アドバンス社会保険労務士法人
代表社員　特定社会保険労務士

講師：長沢有紀氏

講師（左から５人目）と郡山支部会員

８月４日　支部懇親会　参加者：15名

会津支部

２月23日　行政書士・社会保険労務士合同無料相談会（会津稽古堂）
協力会員　２名
相談件数　０件

４月22日　第１回支部役員会（喜多野）
出席　８名

４月26日　行政書士・社会保険労務士合同無料相談会（会津稽古堂）
協力会員　２名
相談件数　２件（労働1件、年金1件）

５月25日　定期総会（ホテルニューパレス）
出席者　24名、委任状　15名

６月28日　行政書士・社会保険労務士合同無料相談会（会津稽古堂）
協力会員　２名
相談件数　１件（年金１件）

７月29日　第１回業務研修会（会津アピオ　アピオスペース）
出席者18名
「社会保険等未加入対策について」
講師：国交省東北整備局建設部建設専門官
細川　和彦 様
「平成28年度労働行政の重点施策について」

講師：会津労働基準監督署署長
伊藤　達夫 様
「地域で働く人に寄り添った福利厚生の提案」
講師：一般社団法人　会津若松市勤労福祉SCあしすと
北澤　明美 様、斎藤大二郎 様

8月23日　行政書士・社会保険労務士合同無料相談会（会津稽古堂）
協力会員　2名
相談件数　1件（労働1件）

◎支部行事の今後の予定

9月16日　第3回支部役員会（ルネッサンス中の島）
9月16日　第1回実務研修会（ルネッサンス中の島）
「労災保険給付に係る請求知識と書類作成のポイント」
講師：吉田　守 会員
「業務処理における事例の考察（個別労使紛争、定額残業制等）」
講師：渡部　弘志 会員
10月25日　行政書士・社会保険労務士合同無料相談会（会津稽古堂）
協力会員　2名
11月中旬　第2回業務研修会
12月27日　行政書士・社会保険労務士合同無料相談会（会津稽古堂）
協力会員　2名
平成29年1月下旬　第2回実務研修会

いわき支部

支部研修として東京電力福島第一原発の視察を実施しました。安全なバスの中からの視察ではありましたが、廃炉作業の一端を垣間見ることができました。また、これらの作業に関連する安全衛生管理の重要性も知ることができました。廃炉作業に携わる顧問先への指導に役立てることができればと思います。

2月2日　第7回幹事会
3月4日　第3回支部研修会（ラトブ）　出席28名
「改正労働者派遣法の実務対応について」
講師：福島労働局　職業安定部需給調整事業室　担当者
「建設業の社会保険未加入問題における現状及び今後の取り組みについて」
講師：東北地方整備局　建政部計画・建設産業課　担当者
「年金一元化に伴う事業所対応への実務ポイント」
講師：いわき支部　秋本　浩志 会員
3月24日　第8回幹事会
4月9日～10日　姉妹支部交流事業・諏訪大社御柱祭観覧　参加18名（他支部6名含む）
4月28日　支部定時総会（グランパークホテルパネックスいわき）　出席23名、委任23名
同日　「熊本地震義援金」の募金箱設置　義援金12万円を熊本県会へ寄付
5月19日　第1回幹事会
5月20日　長野県会諏訪支部定時総会に来賓として吉田支部長出席
6月　支部会報いわき第4号発行
7月26日　いわき五士業連絡協議会（労働福祉会館）　三役出席
7月27日　第2回幹事会
9月2日　第1回支部研修会　出席27名

① 東京電力福島第一原子力発電所視察
② 「労働安全衛生について」
講師：労働安全衛生コンサルタント
長野県会諏訪支部　馬場　孝幸 様

◆今後の予定
11月　支部会報いわき第５号発行
12月３日　いわき五士業合同無料相談会（ラトブ）
12月９日　第２回支部研修会（内容未定）

◆通年開催中
いわき市無料年金・労働相談所　毎月第３火曜日（市役所ふるさと再生課）（※東日本大震災復興支援事業の一環として実施）

相馬支部

相馬市での無料相談会を毎週火曜日に実施しています。

無料相談日

相談月	相　談　日
４月	５日、12日、19日、26日
５月	10日、17日、24日、31日
６月	７日、14日、21日、28日
７月	５日、12日、19日、26日
８月	２日、９日、23日、30日

４月25日　相馬支部通常総会（五月）

白河支部

■支部活動
◆５月18日　役員会（大福屋）
◆６月４日　田村俊男前会員送別会（みこし）
出席者　10名
◆熊本県会への義援金
６月９日　福島民報白河支局に武田支部長、高山副支部長募金委託
金52,000円／８名

■今後の予定
◆９月２日　支部研修会（白河労働基準監督署）
「最近の労働行政について」
講師　白河労働基準監督署担当者
「高年齢・障害者雇用に関わる各種助成金について他」
講師　高齢・障害者雇用支援センター担当者
「適用・助成金について」
講師　白河ハローワーク担当者
「障害年金・傷病手当金他」
講師　白河年金事務所担当者
◆11月13日　第1回無料相談会（白河市立図書館）
◆12月11日　第2回無料相談会（白河市立図書館）
終了後白河支部忘年会

■平成28年活動方針
1．研修会・懇談会等を通じ白河関係行政機関との連携強化
2．各法律改正及びADR並び電子化申請に対応した研修の実施
3．日常業務について会員相互の情報交換を兼ねて勉強会を実施
4．支部会員の減少傾向の中、今後の白河支部の方向を郡山支部との合併を含めて検討

●●● 会員異動状況 ●●●

（H28. 9. 1現在）

1. 入会者

氏名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	電話番号 FAX番号	支部 区分	入会月日
林　君雄	社会保険労務士林事務所	福島市方木田字古屋敷４－18	024-546-7160 024-546-7160	福島 開業	28. 4. 1
吉田直志				郡山 その他	28. 4. 1
小笠原　悟	東京電力フュエル＆パワー㈱ 広野火力発電所	双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼58	0240-27-3111 0240-27-1362	いわき 勤務	28. 4. 1
本岡藤栄	本岡社会保険労務士事務所	白河市新白河２－75－２ ブランドール105	0248-29-8157	白河 開業	28. 4. 1 栃木会より
吉田　守	吉田守社会保険労務士事務所	会津若松市天神町16－20　２階１号室	090-4044-4430	会津 開業	28. 4. 15
酒井伸志	富国生命保険相互会社　福島支社	郡山市堂前町６－７	024-932-2888	郡山 勤務	28. 6. 1
根本信一	社会保険労務士根本信一事務所	いわき市泉町滝尻字御前田10	0246-56-0101 0246-56-5910	いわき 開業	28. 7. 1
齋藤昇子				いわき その他	28. 7. 1
佐藤尚幸	磐城社労士事務所	いわき市小名浜愛宕町17－14	0246-54-9117 0246-54-9122	いわき 勤務	28. 9. 1
社会保険労務士法人みどり人事サポート （社員：菊地富二夫）		郡山市緑町16－１	024-927-1430 024-927-1438	郡山 法人	28. 3. 1
社会保険労務士法人福島中小企業労務協会 （社員：斎藤　俊雄）		福島市御山字仲ノ町103－６	024-534-1022 024-534-1023	福島 法人	28. 3. 2
社会保険労務士法人かんの事務所 （社員：菅野　隆）		郡山市桑野１丁目４－７	024-933-6063 024-932-4763	郡山 法人	28. 4. 1

2. 退会者

氏名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	区分	退会月日
水尻登志朗	社会保険労務士事務所TSC福島	郡山市駅前２－10－15 三共郡山ビル北館５階	開業	28. 3. 31 宮城会へ
田村俊男	田村社会保険労務事務所	白河市字東前町１－11	開業	28. 3. 31
五十嵐　恵	医療法人やすらぎ会	郡山市並木二丁目12－７	勤務	28. 3. 31
大和田　實	いわき労務経営事務センター	いわき市平字新田前２－７	開業	28. 5. 2
小林研矢	社会保険労務士事務所TSC福島	郡山市駅前２－10－15 三共郡山ビル北館５階	開業	28. 7. 31
上遠野　勉	社会保険労務士上遠野事務所	南相馬市原町区南町４－６－14	開業	28. 7. 31
本岡藤栄	本岡社会保険労務士事務所	埼玉県上尾市仲町１－５－13 メゾンオレオ205	開業	28. 7. 31 埼玉会へ
林　君雄	社会保険労務士林事務所	仙台市泉区紫山５丁目21－１	開業	28. 8. 31 宮城会へ

3．異動・変更等

※開業・社員・勤務会員の住所変更は除く

氏　名	変　更　事　項	変　更　内　容	変更月日
菊　地　富二夫	開業→法人社員	社会保険労務士法人みどり人事サポート 郡山市緑町16－1	28. 3. 1
山　口　江　美	勤務先名称（社労士法人への変更のため）	社会保険労務士法人みどり人事サポート 郡山市緑町16－1	28. 3. 1
板　橋　奎一郎	勤務先	会津よつば農業協同組合 会津若松市扇町35－1 TEL 0242-37-2222	28. 3. 1
斎　藤　俊　雄	開業→法人社員	社会保険労務士法人福島中小企業労務協会 福島市御山字仲ノ町103－6 TEL 024-534-1022 FAX 024-534-1023	28. 3. 2
諸　橋　有紀子	勤務→開業	継Planning社会保険労務士事務所 郡山市鶴見坦三丁目5－8 TEL 024-983-9597	28. 3. 30
鈴　木　俊　一	事務所所在地	河沼郡会津坂下町字市中二番甲3638	28. 4. 1
馬　場　正　博	勤務先 （いわき支部→郡山支部）	郡山労働基準監督署 郡山市桑野二丁目1－18 TEL 024-922-1370	28. 4. 1
菅　野　　隆	開業→法人社員	社会保険労務士法人かんの事務所 郡山市桑野1丁目4－7 TEL 024-933-6063 FAX 024-932-4763	28. 4. 1
小佐野　　陽	その他→勤務	あすか社会保険労務士法人 いわき市平谷川瀬字仲山町10－1グランSATOU FL TEL 0246-38-9001 FAX 0246-24-3243	28. 4. 1
橋　本　大　輔	付記	特定社会保険労務士	28. 4. 15
菅　野　義　浩	事務所名称、所在地	社会保険労務士菅野法務労務事務所 福島市松川町字石合町21	28. 6. 1
國　嶋　雅　志	事務所名称	國嶋社会保険労務士事務所	28. 6. 21
伊　藤　良　憲	付記	特定社会保険労務士	28. 7. 1
蛭　田　邦　栄	事務所所在地、電話番号、FAX番号	東白川郡棚倉町大字棚倉字清戸作4－11 サンハイツB－101 TEL 0247-33-7383 FAX 0247-57-5221	28. 6. 13
丸　川　　潤	開業→勤務	社会保険労務士法人福島中小企業労務協会 福島市御山字仲ノ町103－6 TEL 024-534-1022 FAX 024-534-1023	28. 7. 15
舩　山　昌　典	勤務先名称（社労士法人への変更のため）	社会保険労務士法人福島中小企業労務協会 福島市御山字仲ノ町103－6 TEL 024-534-1022 FAX 024-534-1023	28. 7. 15
鈴　木　昇七郎	事務所所在地	会津若松市飯盛二丁目13番8号	28. 8. 9
菅　野　浩　司	事務所所在地	福島市南沢又字東谷地21－7	28. 8. 1
久　井　貴　弘	FAX番号	FAX 024-905-2277	28. 8. 1

4．会員の現況

	福　島	郡　山	会　津	いわき	相　馬	白　河	合　計
開　業（法人社員含む）	62	88	33	56	13	10	262
勤　務　等	15	19	11	8	0	4	57
計	77	107	44	64	13	14	319
法　人	3	6	0	3	1	1	14

訃　報

平成28年５月２日　逝去　　いわき支部　大和田　實　会員

昭和53年11月４日登録、昭和48年入会

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

編集後記

息子と育てたカブトムシが卵を産みました。嫁さんは、「気持ち悪い」と言いますが、愛情を注ぎながら飼うと、結構可愛いものです。夏も終わりますが、来夏には、また、カブトムシの成虫を息子と見るのを楽しみにしております。一生の思い出になりました。縁あって幼虫を頂いた先生に感謝！

（S．Y）

会報　社労士ふくしま　№106

平成28年９月10日発行

発行所　福島県社会保険労務士会
〒960－8252
福島市御山字三本松19－３
TEL 024－535－4430
FAX 024－534－5432

発行責任者　会長　金子昌明

編集　広報委員会

印刷所　陽光社印刷株式会社

【新しいチャレンジ、さらなる躍進】日本シャルフは、全国の社労士様と共に、常に進化しています！

社労法務マイナンバー

30th Anniversary

社労法務マイナンバーConnectは、マイナンバー保管システムに保管されているマイナンバーを自動的に社労法務システムに読み込み、マイナンバーを付加した申請が行えます。
API連携による柔軟性が、最大の特徴です。

●マイナンバーの保管場所が選択できる
●電子申請や帳票申請とAPI連携できる

連携できるマイナンバー保管システム

・日本シャルフASPサーバー「マイナンバーBOX」
・OBCマイナンバー保管システム（オービックビジネスコンサルタント）
・Spiral(株式会社パイプドビッツ)
・マイナンバーステーション(F&M社)

<連携開始予定>
・セコムマイナンバー安心サービス（セコムトラストシステムズ株式会社）

<利用イメージ> 社労法務ASPをクラウド環境で利用

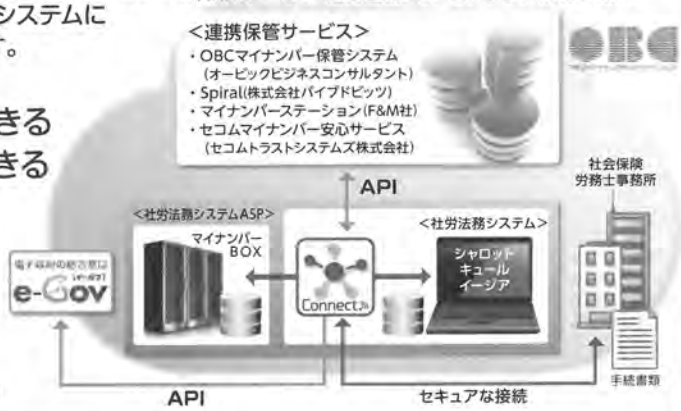

社労法務Future 第2弾 予告！

社労法務Futureワーク

顧問先とのコミュニケーションツールとして、入社・退社などの手続きに必要な情報をクラウド上にて顧問先が直接入力でき、簡単に安全にデータのやり取りができるシステムです。データのやり取りだけでなく、業務の進捗管理も行えます！

日本シャルフ "The Leader in Business Management!"
●本社／〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-3-30
●システムサポート／〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー18F
［初期導入サポートダイヤル］
Tel.050-6864-6636　spmail@shalf.jp
詳しくはwebサイトで！ http://www.shalf.jp
日本シャルフ　検索
facebookでも情報発信中！
https://www.facebook.com/nihonshalf

全国約1800事務所様でご利用頂く信頼と実績
社労士業務支援システムのスタンダード

「社労夢シリーズ」

① 「ネットde社労夢 Standard Edition」

クラウド型社労士業務支援システムが月額20,000円(税別)から。10のアプリと5つのツールがオールインワン。

■ 全国約1800の社労士事務所でご利用頂くスタンダードシステム！
■ 社会保険・労働保険申請手続きをクラウド型システムで簡単処理！
■ 利用ライセンス・ヘルプデスク・バージョンアップ含めて月額20,000円(税別)から！
■ セキュリティの高い国内インターネットデータセンターでデータ管理！
■ e-Gov API連携電子申請対応&雇用保険帳票のマイナンバー対応！

2か月間無料トライアル受付中 ➡ http://www.mks.jp/fs9/

② 「社労夢ハウス」（ネットde社労夢 House Edition）

7つの顧問先アプリで顧問先企業とのネットワークを構築し、新たなサービス提供をされたい先生にお勧め。

■ 7つの顧問先アプリの提供で顧問先から以下の業務に対応可能です！
●ネットde受付　●ネットde就業　●ネットde賃金
●ネットde明細　●ネットde台帳　●ネットde規則　●ネットdeスケジュール
■ 手続進捗管理で申請手続を一覧化、作業進捗や処理期限をお知らせ！
■ 事務所専用の多機能ポータルサイト（ホームページ）で事務所のPRが可能！

◎ 新規導入個別相談会 随時受付中 ➡ http://www.mks.jp/sodankai/fs9/　ご都合の良い日時を承っております。

東京オフィス　〒105-6015 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー15F
お問合せはこちら ➡ TEL：03-6895-0991
株式会社 エムケイシステム
http://www.mks.jp/company/

全国社会保険労務士会連合会共済会

報酬口座振替システム

『SUPER かつ・かいしゅう』

1．1件からご利用可能です。
事務所開業当初からご利用いただけます。

2．簡単で使いやすい。
専用ソフトは不要。パソコンからデータ入力。
月次以外に、臨時報酬も請求可能。

3．顧問先のご負担も軽減
現金の準備・振込みの手間が省けます。

4．シンプルな料金体系で初期費用は不要。

基本料 **2,000円＋（110円 × 請求口座数）**〔税別〕

制度運営者　**全国社会保険労務士会連合会共済会**
〒103-0021　東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号　社会保険労務士会館7階　TEL: 03-6225-4864

お問合せ先（委託会社）
NSSは大同生命の関連会社です。
NSS 日本システム収納株式会社
〒103-0023　東京都中央区日本橋本町2-7-1
TEL: 03-3667-8322
〒564-8523　大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命ビル
TEL: 06-6386-8526

新規お問合せフリーダイヤル
0120-700-676

詳しくはNSSのホームページをご覧ください。
ウェブ　NSS　社会保険労務士　検索 ▶ 社会保険労務士の皆さま　日本システム収納

資料請求は、**このページをコピーし必要事項をご記入のうえ、FAX送信してください。**　平成　年　月　日

日本システム収納株式会社 行（FAX **03-3667-8323 または 06-6385-9080**）

事務所名（担当者名）	（担当者：　　）
住所	〒　　－ TEL　　－　　－
E-mail	

【個人情報の取り扱いについて】こちらにご記入いただきました個人情報等は資料の送付、ご検討状況のご確認等に限り利用させていただきます。なお、今後、個人情報等に変更等が生じた場合にも、準じて取り扱います。

週刊　労働新聞

人事・賃金・労務の総合情報紙

労働諸法規の実務解説はもちろん、労働行政労使の最新の動向を迅速に報道します。
タブロイド判　16ページ　月4回発行
年間購読料45,360円

民法を中心とする 人事六法入門

人事のための労働法以外の法律入門

人事労務に携わる方や社会保険労務士の方向けに、上記の法律を「人事」向けに特化して解説しています。
A5版496頁　税込価格3,456円

◆◆ お問合せ お申込 ◆◆ ㈱労働新聞社 仙台総局

〒980-0014 仙台市青葉区本町2丁目10-33　TEL 022(222)9289　FAX 022(222)9279

New Quality の世界へ

YOKOSHA

陽光社印刷株式会社

本　社／福島市南矢野目字萩ノ目裏1−1
TEL024-553-4600 FAX024-554-4420

東京連絡所／東京都新宿区四谷4-25-803 TEL 03-3352-7873
郡山連絡所／郡山市熱海町熱海6-14 TEL・FAX 024-984-3254

E-mail info@yokosha.co.jp　http://www.yokosha.co.jp

エコアクション21 福島県認証第1号

プライバシーマーク 10190130(06)

エコアクション21 ®環境省 認証番号0000015

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険

加入のご案内

（社会保険労務士賠償責任保険）
この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会開業会員等を被保険者とする団体契約です。

この保険は、社会保険労務士業務により発生した不測の事故につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が**法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償**するものです。
さらに、保険会社の同意を得て支出した**争訟費用（弁護士費用など）等も補償**します。

「情報漏えい保険（特約）」は
マイナンバーの漏えいにより生じた損害についても補償いたします。
是非ご加入をご検討ください！

平成28年6月1日現在
全国で**16,025**名の
開業社会保険労務士が加入！
保険に加入したことで、安心して社会保険労務士業務を遂行出来ると多くの方からご好評をいただいております。

保険期間は平成27年12月1日午後4時から平成28年12月1日午後4時までの1年間です。
毎月中途加入（毎月10日締切、翌月1日補償開始）も受け付けております。

パンフレットは、代理店ホームページよりご請求、または所属都道府県会事務局までご連絡ください。

全国社会保険労務士会連合会

＊この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。
詳細はご加入後に加入者証とともにお送り致します保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

お問合せ先

●取扱代理店
有限会社 エス・アール・サービス
〒103-0021
東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社会保険労務士会館10F
TEL 03-6225-4873
http://www.sr-service.jp/

社労士専用ページ	ログインID：2015sr パスワード：4873hoken

●引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）
担当課：広域法人部法人第二課
〒102-8014
東京都千代田区三番町6-4
TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社

2016年2月作成　15-T04986